

造林事業補助金交付要綱

最終改正

森整第291号
平成25年5月29日
森整第1055号
令和6年4月1日

第1 趣旨

造林事業補助金及び交付金（以下「補助金」という。）の交付については、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官依命通知。以下「林業関係交付要綱」という。）、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）及び森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「実施要領の運用」という。）並びに農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金実施要綱」という。）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21林整計第336号林野庁長官通知。以下「交付金実施要領」という。）、北海道補助金等交付規則（昭和47年4月1日付け北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

第2 対象事業

対象事業は、次に掲げる事業をいう。

- 1 森林環境保全整備事業
 - (1) 森林環境保全直接支援事業
 - (2) 特定機能回復事業
 - ア 森林緊急造成
 - イ 被害森林整備
 - ウ 重要インフラ施設周辺森林整備
 - エ 林相転換特別対策（特定スギ人工林）
- 2 農山漁村地域整備交付金事業
 - (1) 森林空間総合整備事業
 - (2) 絆の森整備事業

第3 補助対象者、補助対象経費及び補助率

1 補助対象者

- (1) 森林環境保全直接支援事業

市町村、森林所有者、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部

を抛出しているもの。)をいう。以下同じ。)、特定非営利活動法人等(森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。)、森林法施行令第11条第8号に規定する団体(以下「森林所有者の団体」という。)、森林法第11条に規定する森林経営計画の認定を受けた者(以下「森林経営計画策定者」という。)、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者(以下「民間事業者」という。))。

(2) 特定機能回復事業

ア 森林緊急造成

(ア) 市町村。ただし、自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合(自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項の激甚災害をいう。))による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。)に限る。

(イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等又は民間事業者。ただし、自らが所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。

イ 被害森林整備

(ア) 市町村。ただし、自ら所有する森林で事業を実施する場合、森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合、又は、森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施する場合に限る。

(イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画策定者又は民間事業者。ただし、自らが所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該者が策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。

(ウ) 森林所有者。ただし、地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。

ウ 重要インフラ施設周辺森林整備

(ア) 市町村。ただし、自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して事業を実施する場合、又は、自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において、自ら所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る。

(イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等又は民間事業者。ただし、自らが所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。

エ 林相転換特別対策（特定スギ人工林）

（ア）市町村。ただし、自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。

（イ）森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等又は民間事業者。ただし、自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。

（3）森林空間総合整備事業
市町村

（4）絆の森整備事業

市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体及び森林経営計画策定者

2 補助対象経費

（1）森林環境保全直接支援事業

次の事業に要した経費

- ア 人工造林
- イ 樹下植栽等
- ウ 下刈り
- エ 倒木起こし
- オ 枝打ち
- カ 除伐
- キ 保育間伐
- ク 間伐
- ケ 更新伐
- コ 付帯施設等整備
- サ 森林作業道整備

（2）特定機能回復事業

次の事業に要した経費

- ア 森林緊急造成
 - （ア）人工造林
 - （イ）樹下植栽等
 - （ウ）下刈り
 - （エ）倒木起こし
 - （オ）除伐
 - （カ）付帯施設等整備
 - （キ）森林作業道整備
- イ 被害森林整備
 - （ア）人工造林
 - （イ）樹下植栽等
 - （ウ）下刈り
 - （エ）倒木起こし

- (オ) 枝打ち
 - (カ) 除伐
 - (キ) 保育間伐
 - (ク) 更新伐
 - (ケ) 付帯施設等整備
 - (コ) 森林作業道整備
 - (サ) 森林保全再生整備
- ウ 重要インフラ施設周辺森林整備

- (ア) 人工造林
- (イ) 樹下植栽等
- (ウ) 下刈り
- (エ) 倒木起こし
- (オ) 枝打ち
- (カ) 除伐
- (キ) 保育間伐
- (ク) 更新伐
- (ケ) 付帯施設等整備
- (コ) 森林作業道整備

エ 林相転換特別対策（特定スギ人工林）

- (ア) 一貫作業
- (イ) 下刈り
- (ウ) 付帯施設等整備
- (エ) 森林作業道整備

(3) 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業

次の事業に要した経費

- ア 全体計画調査
- イ 共生環境整備
- ウ 付帯施設整備
- エ 林内歩道等整備
- オ 用地等取得

3 補助率

(1) 森林環境保全直接支援事業

補助対象経費の10分の4。ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業及びこれらに必要な路網の整備については補助対象経費の10分の5。

(2) 特定機能回復事業

補助対象経費の10分の4。ただし、市町村及び森林整備法人等が行う森林緊急造成及び重要インフラ施設周辺森林整備については補助対象経費の10分の5。

(3) 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業

補助対象経費の10分の7。ただし、用地等取得については補助対象経費の10分の4。

第4 補助金交付申請

交付規則第3条の2に規定する補助金交付の申請をしようとする者は、事業の終了後、交付規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（水林第1号様式（昭和49年北海道告示第814号に定める様式をいう。以下「水林第〇号様式」について同じ。））に次の各号に掲げる書類を添えて、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）が定める期日までに提出するものとする。

- (1) 事業計画（実績）書（水林第2号様式）
- (2) 事業実績書（水林第54号様式）
- (3) 実測図
- (4) 総括位置図
- (5) 造林地現況調査票
- (6) 別に指示する様式

第5 竣工検査

総合振興局長等は、補助金等交付申請書を受領したときは、その内容を審査するとともに、別に定める造林事業竣工検査要領に基づき検査を行うものとする。

第6 補助金の交付決定等

総合振興局長等は、補助金査定の結果に基づいて、交付規則第4条に規定する補助金の交付決定及び交付規則第15条に規定する補助金の額の確定を同時に行い、申請者に通知するものとする。

また、補助金の額を確定した場合には、速やかに補助金を交付するものとする。

第7 補助金の交付条件

1 共通事項

- (1) 成林に必要な保育管理その他総合振興局長等が必要と認める事項を遵守すること。
- (2) 更新伐を行った場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと総合振興局長等が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると総合振興局長等が認めた場合はこの限りではない。
- (3) (2)に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (4) 虚偽の申請、その他事業の実施に不正又は不当と認められる行為のあったときは、この補助金の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。
- (5) 人工造林のうち地拵のみ（以下「準備地拵」という。）を行った場合において、当該施行地につき、その翌年度以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた準備地拵に係る補助金相当額を返還すること。
- (6) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付

した場合における、その後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年 10.95%の割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

- (7) 補助事業者は、その支払を明らかにした書類を補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間は、整理保管すること。ただし、森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後、翌年度の初日から起算して10年間は、整理保管すること。
- (8) 補助事業者以外の者が補助金を代理受領する場合は、全額、補助事業者に直接交付しなければならない。ただし、当該造林地の森林保険料、苗木代金、運賃諸経費、肥料代、事務取扱手数料及び受託事業費に限り、精算して支払うことができる。
- (9) 補助事業者等は、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。
- (10) 補助事業者は、作業工程の設定又は見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。
- (11) 補助金の返還については、実施要領の運用6の(7)と同様に取扱うものとする。

2 森林環境保全整備事業

- (1) この補助金に関する法令、林業関係交付要綱、実施要綱、実施要領及び実施要領の運用に従うこと。
- (2) 補助事業により設置又は開設した施設等については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的運営を図ること。
- (3) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内(特定機能回復事業にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間)に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用(補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)する行為又は補助事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ総合振興局長等にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (4) 森林環境保全整備事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額(実施要領第1の1の(4)のウの(ア)及び(イ)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、森林経営計画に基づいて行うものについては、当該事業が実施要領第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数を適用して算出され

- る補助金相当額との差額)を返還すること。
- (5) 森林環境保全整備事業のうち森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画(以下「実施権配分計画」という。)に基づいて行うものについては、森林経営管理法第40条第1項及び第2項の規定により当該実施権配分計画が取消となった場合は、当該取消となった実施権配分計画に基づき、当該取消を受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額(実施要領第1の1の(4)のウの(ア)及び(イ)に掲げる査定係数が適用される事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、当該事業が実施要領第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては実施要領第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差)を返還すること。
- (6) 長期育成循環施業(長期育成循環施業の実施について(平成13年3月30日付け12林整第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。)に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度の初日から起算して5年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (7) 森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。

3 農山漁村地域整備交付金事業

- (1) この交付金に係る法令、交付要綱、交付金実施要綱及び交付金実施要領に従うこと。
- (2) 交付対象事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。
- (3) 本事業の完了年度の翌年度の初日から起算して、5年以内に次のアに掲げる行為又は当該森林作業道に係る事業計画若しくは造林計画期間内に次のイに掲げる行為をしようとする場合はあらかじめ総合振興局長等にその旨を届け出るとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。)に係る森林等につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。
- ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は補助事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為。
- イ 本事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は交付目的を達成することが困難となる行為。
- (4) 森林作業道の開設又は改良に係る造林について、交付対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして総合振興局長等が認めるときを除く。)は、当該森林作業道につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。ただし、共生環境整備事業及び機能回復整備事業における森林作業

道整備については、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に一定期間先行して実施することができるが、それに基づき整備する森林作業道の開設に係る造林について、交付対象となる規模以上実施しない路線区間があるとき(天災等不可抗力によるものとして総合振興局長等が認めたときを除く。)は、当該路線区間に相当する交付を受けた交付金相当額を返還すること。

- (5) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ総合振興局長等にその旨を届けるとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。
- (6) 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後、翌年度の初日から起算して10年間、農林水産大臣の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

第8 その他

造林事業(森林環境保全整備事業及び農山漁村地域整備交付金事業)に係る補助金交付申請等の取扱いについては、別に定めるものとする。